

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号

主 要 目 次

○保安林の解除予定	六三	○公共施設に係る開発行為に関する 工事の完了	六四〇
○指定障害福祉サービス事業者の指 定	六三	○過去一年間に有害図書指定を十回 以上受けた刊行物の名称の公表	六四〇
○指定障害福祉サービスの事業の廃 止の届出	六五	○大規模小売店舗の変更の届出の縦 覧	六四〇
○漁船保険の加入区の指定及び廃 止	六六	議 会	
○漁船保険付保義務の同意を求める ための届出及び指定漁船調書の縦 覧	六六	○岡山県議会委員会モニターテレビ 視聴要綱の一部改正	六四二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	六六	選挙管理委員会 (県例規集登載)	
○道路の区域変更	六七	○不在者投票を行うことができる施 設の指定の一部改正	六四二
○道路の供用開始	六七	(県例規集登載)	
公 告		公安委員会	
○宅地建物取引業者の業務の全部停 止	六八	○警備業法に基づく検定	六四二
○道路の位置の指定	六八	内水面漁場管理委員会	
○開発許可を受けた開発行為に関す る工事の完了	六九	○第百九十七回岡山県内水面漁場管 理委員会の開催	六四三

告 示

●岡山県告示第四百七十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣
から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成十九年十月五日

一 解除予定保安林の所在場所

岡山県知事 石 井 正 弘

- 新見市豊永赤馬字大谷一二の四、一二三の四、一二三の一〇
保安林として指定された目的
水源のかん養
解除の理由
道路用地とするため
- 岡山県告示第四百七十六号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第二項の規定により、
次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。
- 平成十九年十月五日
- 岡山県知事 石 井 正 弘
- | | |
|----------------------|---------------|
| 一 区分 | 指定障害福祉サービス事業所 |
| 二 事業所の名称及び所在地 | |
| 1 名称 | ケアステーション花音 |
| 2 所在地 | 岡山市桜橋四丁目一―一二 |
| 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | |
| 1 名称 | 株式会社ベグネス |
- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 一 区分 | 指定障害福祉サービス事業所 |
| 二 事業所の名称及び所在地 | |
| 1 名称 | 株式会社アール・ケア |
| 2 主たる事務所の所在地 | 岡山市下中野七二二 レジデンス太陽B棟二〇一号 |
| 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | |
| 1 名称 | 株式会社アール・ケア |
| 2 主たる事務所の所在地 | 岡山市東高崎二五―三四 |
| 四 指定年月日 | 平成十九年九月一日 |
| 五 事業所番号 | 三三―〇一―七三二 |
| 六 サービスの種類 | 居宅介護、重度訪問介護 |

- 2 主たる事務所の所在地
岡山市桜橋四丁目一―一二
- 四 指定年月日
平成十九年九月一日
- 五 事業所番号
三三一〇一〇一七四〇
- 六 サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護

一 区分

- 指定障害福祉サービス事業所
- 二 事業所の名称及び所在地

1 名称

JA岡山ヘルパーステーション

2 所在地

岡山市西大寺中野三七七―一

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

岡山市農業協同組合

- 2 主たる事務所の所在地
岡山市大供表町一―一

- 四 指定年月日
平成十九年九月一日

- 五 事業所番号
三三一〇一〇一七五七

- 六 サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護

- 一 区分
指定障害福祉サービス事業所

- 二 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションいろは

2 所在地

岡山市円山二〇一―二

三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

オフィスダイヤモンド有限公司

2 主たる事務所の所在地

岡山市東塚五―八―三五

1 名称

株式会社ハートアンドハンド

2 所在地

倉敷市東塚五―八―三五

- 四 指定年月日
平成十九年九月一日
- 五 事業所番号
三三一〇一〇一七六五
- 六 サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護

一 区分

- 指定障害福祉サービス事業者
- 二 事業所の名称及び所在地

1 名称

特定非営利活動法人くうーら

2 所在地

倉敷市田ノ上七八五―四

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人くうーら

2 所在地

倉敷市日吉町四九〇―九

- 四 指定年月日
平成十九年十月一日

- 五 事業所番号
三三一〇二〇一一〇

- 六 サービスの種類
居宅介護、重度訪問介護、行動援護

- 一 区分
指定障害福祉サービス事業者

- 二 事業所の名称及び所在地

1 名称

ハート訪問介護事業所

2 所在地

倉敷市東塚五―八―三五

- 三 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ハートアンドハンド

2 所在地

倉敷市東塚五―八―三五

1 名称

株式会社ハートアンドハンド

2 所在地

倉敷市東塚五―八―三五

四	指定年月日 平成十九年十月一日
五	事業所番号 三三一〇二〇一一二八
六	サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護、行動援護
一	区分
二	指定障害福祉サービス事業者 事業所の名称及び所在地
1	名称 就労支援センターきんかえも
2	所在地 津山市小田中六七六一
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称 特定非営利活動法人じゃがいもの木
2	所在地 津山市小田中六七六一
四	指定年月日 平成十九年十月一日
五	事業所番号 三三一〇三〇〇四五八
六	サービスの種類 就労継続支援B型
一	区分
二	指定障害福祉サービス事業所 事業所の名称及び所在地
1	名称 さんホームヘルパーステーション
2	所在地 岡山市南方四丁目八―四
三	申請者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称 有限会社オフィス重利
2	主たる事務所の所在地 岡山市南方四丁目八―四
四	指定年月日

五	平成十九年十月一日 事業所番号 三三一〇一〇一七七三
六	サービスの種類 居宅介護、重度訪問介護
●岡山県告示第四百七十七号	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があった。
平成十九年十月五日	
岡山県知事	石 井 正 弘
一	区分
二	指定障害福祉サービスの事業 事業所の名称及び所在地
1	名称 地域支援センターたいむ・カプセル
2	所在地 岡山市東花尻三九六一
三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称 特定非営利活動法人民間子育て・家族サポートハウスたいむ・カプセル
2	主たる事務所の所在地 岡山市東花尻三九六一
四	廃止年月日 平成十九年八月二十五日
五	事業所番号 三三一〇一〇一二〇三
六	サービスの種類 居宅介護
一	区分
二	指定障害福祉サービスの事業 事業所の名称及び所在地
1	名称 地域支援センターたいむ・カプセル
2	所在地 岡山市東花尻三九六一
三	届出者の名称及び主たる事務所の所在地
1	名称 特定非営利活動法人民間子育て・家族サポートハウスたいむ・カプセル

2 主たる事務所の所在地

岡山市東花尻三九六一

四 廃止年月日

平成十九年九月一日

五 事業所番号

三三一〇一〇〇六六八

六 サービスの種類

短期入所

●岡山県告示第四百七十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項、第二項及び第六項の規定により、加入区を次のように指定する。なお、昭和四十四年岡山県告示第七百七十五号（漁船保険加入区の指定）、昭和五十三年岡山県告示第八百四十五号（漁船保険の加入区の指定）及び平成十二年岡山県告示第三百八十二号（漁船損害等補償法による加入区の指定）は、十一月二日をもって廃止する。

平成十九年十月五日

1 加入区 of 名称

岡山県知事 石 井 正 弘

2 加入区 of 区域

倉敷市児島唐琴、児島下の町、児島上の町、児島田の口、児島小川、味野、赤崎、柳田町、阿津、元浜、大島

●岡山県告示第四百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月五日

一 発起人の住所及び氏名

岡山県知事 石 井 正 弘

倉敷市大島一―二一―二一

佐上喜久雄

倉敷市大島一―七―二五

尾崎 昭

二 加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

第一大島漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十九年十月五日から平成十九年十月十九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市大島一―七―七

中井 真二

倉敷市児島元浜町二八三六

佐上 昇

二 加入区

児島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

児島漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十九年十月五日から平成十九年十月十九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市大島二―二―二〇

南條 盛弘

倉敷市大島二―二―二七

赤城 正美

二 加入区

児島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大島漁業協同組合

四 縦覧期間

平成十九年十月五日から平成十九年十月十九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

●岡山県告示第四百八十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月五日

一 小川内浜地区

岡山県知事 石 井 正 弘

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県倉敷市児島小川四丁目三〇八七番

一号及び二号

三丁目三〇五九番

三号及び四号

三〇六〇番

五号及び六号

三〇六六番

七号

三〇五三番

八号

三〇六九番

九号及び十号

二 田の口峠地区

田の口峠地区	三〇七三番三	地先道路敷	十一号
〃	三〇七七番三	地先道路敷	十二号
〃	三〇七七番一	地先道路敷	十三号
〃	三〇八一番二		十四号
〃	三〇八三番地	先道路敷	十五号

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた区域

三 田頭地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた区域

四

平瀬地区
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱

岡山県笠岡市笠岡字三ノ内	三五九六番一	一号
〃	三五九五番	二号
〃	三六〇一番	三号から五号まで
〃	三六〇四番	十八号
〃	三五九七番	十九号
〃	字大久保三三〇番	六号から八号まで
〃	三二一番五	九号
〃	三二一番四	十号
〃	三二〇四番一	十一号
〃	三二〇三番	十二号
〃	三一〇四番一三	十三号
〃	三一二番	十四号
〃	三二一番一〇	十五号
〃	三二一番一	十六号
〃	三二三番六	十七号

岡山県岡山市玉柏字平瀬二〇五三番一
一号及び十二号

七号	二五一八番	"	"	"	"	"	"	"	"
九号	一五六五番	"	"	"	"	"	"	"	"
十号	一五七四番	"	"	"	"	"	"	"	"
十一号	二〇四二番二	"	"	"	"	"	"	"	"
二号	字宗谷西二四五番	"	"	"	"	"	"	"	"
三号	二四六一番	"	"	"	"	"	"	"	"
四号	二五二九番	"	"	"	"	"	"	"	"
五号	字北山二五三番	"	"	"	"	"	"	"	"
六号	字堀ノ内二五八番	"	"	"	"	"	"	"	"
八号	字池尻二五九番	"	"	"	"	"	"	"	"

●岡山県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月五日

岡山県知事 石井 正 弘

一	道路の種類	県道
二	路線名	西方巨瀬線
三	道路の区域	

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市中井町西方字大成五二八六番一地先から 高梁市中井町西方字大成五二八四番一地先まで	新	三・五 二〇・〇	三六二・五
高梁市中井町西方字大成五二八六番一地先から 高梁市中井町西方字大成五二八四番一地先まで	旧	三・五 一七・〇	三六二・五

一	道路の種類	県道
二	路線名	西方巨瀬線
三	道路の区域	

一 道路の種類 県道
二 路線名 西方巨瀬線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市中井町津々字道ノ上二二六四番一地从先から	新	七・〇 一三・五	五・〇 六・〇	九・〇
高梁市中井町津々字道ノ上二二六四番一地从先から	旧			

一 道路の種類 県道
二 路線名 西方北房線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市巨瀬町字道ノ下二九六二番一地从先から	新	五・〇 一九・〇	五・〇 九・〇	一五・〇
高梁市巨瀬町字道ノ下二九六二番一地从先から	旧			

一 道路の種類 県道
二 路線名 西方巨瀬線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市中井町西方字道ノ下タ五五〇七番一地从先から	新	七・〇 一七・五	二・五 一七・五	八二・〇
高梁市中井町西方字道ノ下タ五五〇七番一地从先から	旧			

〔四七〕 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項第二号に該当したことにより、同法第二条第二号に規定する業務の全部の停止を次のとおり命じ

公 告

道路の種類	路線名	区	間	供用開始年月日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日
県道	西方巨瀬線	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	平成十九年十月五日

岡山県知事 石 井 正 弘

●岡山県告示第四百八十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。
平成十九年十月五日

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	新	五・五 二〇・〇	四・〇 一六・〇	八・五
高梁市中井町西方字道ノ下三二九番一地从先から	旧			

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市北溝手字深町三三二一三
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市福井二〇一六
横田 幸次
- 三 許可番号
岡山県指令建指第二二〇号

(四六) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。
平成十九年十月五日

- 岡山県知事 石 井 正 弘
- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市岡谷字皿池一三〇一四、一三二一、一三二一、一三二一、一三二一、一三五一、一三五一三、一三五一五、一三二一、一三二一、一三二一、一三二一、一三五一
- 二 公共施設の種類
道路、下水道、水路
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり(岡山県土木部都市局建築指導課)
- 四 許可を受けた者の住所及び氏名
倉敷市浜ノ茶屋一九九一五
有限会社エステートイノウエ
代表取締役 井上 君雄
- 五 許可番号
岡山県指令建指第二三四号

(四六) 岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第十条第一項の指定を過去一年間に十回以上受けた刊行物の名称及び発行者は、次のとおりである。
図書を取り扱う業者は、これらの刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。
平成十九年十月五日

番号	種別	名 称	発 行 者
1	月刊誌	ザ・ベストオリジナル	KKベストセラーズ
2	〃	海賊No.1	竹 書 房
3	〃	特選三十路表	笠 倉 出 版
4	〃	別冊本当にあったHな話	ぶ ん か 社

5 コミック 雑誌
6 マンガ雑誌
ヤング新報
冊 正 弘

(四六) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十九年十月五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ニシナフードバスケット倉敷中畝店
所在地 倉敷市中畝九丁目二六九一ー一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社平成興業
住所 倉敷市水島高砂町五一ー
代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 平成興業有限公司
(変更後) 株式会社平成興業
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前)
ア 株式会社仁科百貨店
イ その他(未定)
(変更後)
株式会社仁科百貨店

- 4 変更年月日
株式会社仁科百貨店
平成十九年九月二十六日
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称 平成十九年六月五日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称 平成十九年五月十六日
- 届出年月日
平成十九年九月二十六日

- 三 縦覧の期間及び場所
1 縦覧の期間
平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニシナフードバスケット真備店

所在地 倉敷市真備町二二三二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町五一

代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 平成興業有限公司

(変更後) 株式会社平成興業

4 変更年月日

平成十九年六月五日

二 届出年月日

平成十九年九月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 仁科百貨店児島下の町店

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社平成興業

住所 倉敷市水島高砂町五一

代表者の氏名 代表取締役 仁科 省吾

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 平成興業有限公司

(変更後) 株式会社平成興業

4 変更年月日

平成十九年六月五日

二 届出年月日

平成十九年九月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール倉敷

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 中央三井信託銀行株式会社

住所 東京都港区芝三丁目三三ー一

代表者の氏名 代表取締役 田辺 和夫

(2) 名称 イオンモール株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五一

代表者の氏名 代表取締役 村上 教行

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) イオン倉敷ショッピングセンター

(変更後) イオンモール倉敷

4 変更年月日

平成十九年九月二二日

二 届出年月日

平成十九年九月二十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課



●岡山県議会告示第四号

岡山県議会委員会モニターテレビ視聴要綱(平成十二年岡山県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月五日

岡山県議会議長 天 野 学

第四条第一項中「氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

岡山県選挙告示第百十四号

平成二年岡山県選挙告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成十九年九月二十六日から適用する。

平成十九年十月五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 水 川 武 司

表老人ホームの項中

「特別養護老人ホーム小田川荘」

井原市芳井町川相三五二

」を

「特別養護老人ホーム小田川荘」

井原市芳井町川相三五二

」に改める。

「ケアハウス四季が丘」

井原市上出部町四季が丘二〇一七

」

公安委員会

岡山県公安委員会告示第百六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成十九年十月五日

岡山県公安委員会

一 検定の種別、日時及び場所

検定の種別	期 日	時 間	場 所
雄踏警備業務（二級）	平成二十年一月十二日（土曜日）	午前九時から午後五時まで	岡山市御津中山四四四一 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地在を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの

県内の警察署の生活安全課

3 提出期間

平成十九年十一月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

4 検定手数料

一万三千元

(注)

岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三二

2 岡山県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

内水面漁場管理委員会

●岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第百九十七回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成十九年十月五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 中 田 功

一 日時 平成十九年十月十九日（金）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

平成十八年度内水面漁業協同組合実態調査結果について